

日本機械学会交通・物流部門

「部門一般表彰」分野融合研究優秀表彰内規

1. 分野融合研究優秀表彰の設定

複数部門の融合研究の推進及び更なる展開や部門連携強化のため、分野融合研究優秀表彰を部門合同の表彰として設定する。本表彰は互いの部門講演会等で実施された合同 OS の発表において、分野融合研究が最も優秀な研究を表彰するものであり、部門長の連名での表彰を行うものとする。

2. 被表彰者候補の資格

原則として日本機械学会の会員とする。

3. 審査の方法

当該年度の交通・物流部門大会の部門連携 OS 部門において発表された研究を対象とし、分野融合研究が最も優秀な研究と評価を得た研究の著者全員に対して行う。合同 OS の当該 OS の各部門長に、実行委員会から当該 OS 資料を配布し、候補研究を最小 1 件選出する。表彰者は部門運営委員会で決定する。

4. 被表彰者の人数

当該年度の被表彰者は原則として講演件数 5 件に 1 件を目安とし、複数部門の合同 OS において、各部門長から最小 1 件の候補研究をそれぞれ選出とする。

5. 表彰の方法

被表彰者が決定された場合は、複数部門の部門長名で被表彰者に通知する。被表彰者に表彰状と記念品を贈る。

表彰状の形式は以下のとおりとする。

日本機械学会 交通・物流部門/合同 OS 対象部門 分野融合研究優秀表彰

被表彰論文名及び被表彰者名

表彰理由

表彰年月日

表彰者名（部門長名（連名）または当該事業の代表者名。）

6. 表彰の時期と場所

原則として、交通・物流部門大会において行う。

7. 内規の改訂

この内規を改定する場合は、日本機械学会「部門一般表彰」通則に従い、部門運営委員会が審議決定する。

付則

1. この内規は、2023年11月30日交通・物流部門運営委員会承認制定.

以上